

# 施設基準のご案内

当院は、保険医療機関であり診療報酬(医療費)算定にあたり、次の内容について施設基準等に適合している旨の届出を行い、実施しています。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」、ならびに「施設管理費」等の費用は徴収しておりません。

## 1. 一般病棟特別入院基本料

・当病院では、1日に4人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しております。

・なお、時間毎の配置は次の通りです。

8時30分～16時30分まで、看護職員一人当たりの受け持ち数は、5人以内です。

16時30分～翌8時30分まで、看護職員一人当たりの受け持ち数は、13人以内です。

・入院患者に対し入院後7日以内に文書による「入院診療計画」を説明し、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)による感染を防止するために全病室に消毒液を配置するとともに、院内感染対策委員会を定期的(1カ月に1回以上)に開催する等「院内感染防止策」を実施しています。

## 2. 後発医薬品使用体制加算1

・入院期間中に限り入院初日に算定。

・薬剤部門において後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集、評価し、その結果をふまえて薬事委員会で後発医薬品の採用を決定している。

・調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について規格単位毎に数えた数量に占める後発医薬品の規格単位数の割合が97%以上である。

## 3. 医療DX推進体制整備加算

・当院ではオンライン資格確認を行う体制を有している。

・オンライン資格確認システムの活用により、患者様の薬剤情報、特定検診情報等を診察や処置に活用できる体制を整備しております。

・今後、電子処方箋の発行や国が提供する電子カルテ情報共有サービスなどの医療DX推進に取り組んでいきます。

## 4. がん治療連携指導料

・厚生労働省では、病院と診療所が機能分担を行い、医療機関同士で連携を行う病診連携を推進しております。

がん治療連携指導料は、がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関との病診連携を評価するものです。

・患者ごとに作成された治療計画に基づく診療を提供し、計画策定病院に対し患者の診療に関する情報提供を行っております。

## 5. 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ / 入院ベースアップ評価料

・当院では、医療に従事する職員の賃金改善(ベースアップ)を図るため、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定しております。

本評価料は、医療従事者の処遇改善にその全額を充当し、安心して職務に従事できる環境整備に活用いたします。

## 6. 短期滞在手術等基本料Ⅰ

・当院は、厚生労働省が定める「短期滞在手術等基本料1」の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行っております。

## 7. 画像診断管理加算(1)

・マルチスライスCT装置を有しています。

・放射線科を標榜。院内に画像診断を担当する医師が常勤しています。